令和6年度

青少年センターの概要









目 次

I	概	要	
	1	渋川市青少年センターの概要	1
	2	補導活動の概要	3
	3	相談活動の概要	5
	4	環境浄化活動の概要	6
	5	健全育成・啓発活動の概要	6
Π	令₹	日5年度の活動	
	1	概 況	7
	2	街頭補導実施状況	8
	3	電話(面接)相談件数及び相談内容	9
	4	白ポスト(有害図書回収箱)回収結果	1 0
	5	「こども安全協力の家」利用状況	1 1
	6	青少年センター関係年間事業報告	1 2
Ш	令₹	旧6年度の活動	
	1	活動方針	1 3
	2	青少年センター関係年間事業計画	1 4
IV	関係	系団体事業	
	1	渋川市青少年センター補導員会	1 5
	2	渋川市青少年育成推進員連絡協議会	1 6
V	資	料	
	1	名簿	1 7
	2	条例等	1 9
	3	青少年センターの沿革	2 3

I 概要

1 渋川市青少年センターの概要

組織等

(1) 設置運営主体 渋川市

(2) 主 管 部 局 渋川市教育委員会 生涯学習課

(3) 根 拠 法 令 渋川市青少年センター条例

(4) 設置年月日 平成18年2月20日

(5) 所 在 地 渋川市石原6番地1

渋川市役所第二庁舎 2階

渋川市教育委員会 生涯学習課内

(6) 連絡先等 電話 0279(22)2111(代表)

(内線) 4952

0279(22)2500(直通)



(7) HP URL:

https://www.city.shibukawa.lg.jp/kosodate/shougaigakushuu/syougaigakusyu/p011912.html

(8)職 員 所 長 1人(兼務)

一般所員 4人(兼務)

指 導 員 2人(専任)

(9) 運営協議会 委 員 9人 任期2年

(10) 補 導 員 33人 任期2年

(目に目に - よいこに)

青少年相談専用 電 話 0279-22-4152

電子メール youth-s@city. shibukawa. gunma. jp

LINE ID @074dqwci

(11) 活動区域の状況(令和6年4月1日現在)

ア 人 口 72,600人(前年比 △1071人)

イ 青少年人口(0歳以上~30歳未満) 16,064人(前年比 △514人)

ウ 警察署 1署

エ 学 校 28校(小・中・高等・特別支援学校)

小 学 校 14校 児 童 数 2,758人

中 学 校 9校 生 徒 数 1,576人

高 等 学 校 4校 生 徒 数 2,043人

特別支援学校 1校 児童生徒数 185人

計 6,562人(前年比 △377人)

主な活動

(1) 補導活動

①定例補導 ②特別補導

(2) 相談活動

①電話(面接)相談 ②電子メール相談 ③LINE相談

(3) 環境浄化活動

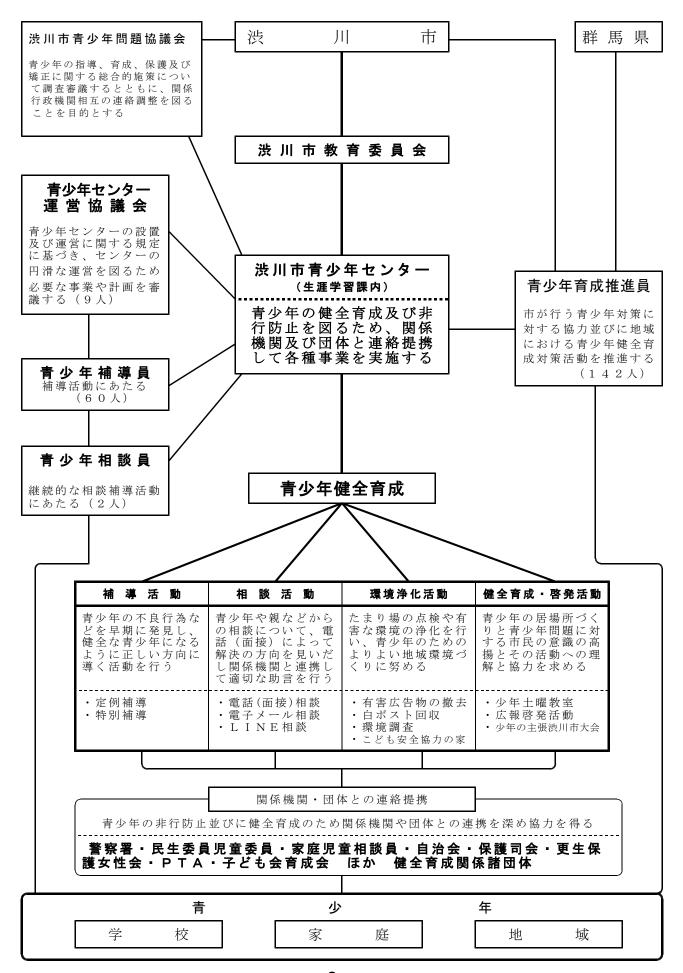
①有害広告物の確認 ②白ポスト(有害図書回収箱) ③環境調査

④こども安全協力の家の推進

(4) 健全育成・啓発活動

①少年土曜教室 ②広報啓発活動 ③少年の主張渋川市大会

渋川市青少年センター関係機構図



2 補導活動の概要

(目的)

盛り場や駅周辺、公園などの非行や不良行為の行われやすい場所を中心に補導巡視を行い、ぐ犯や不良行為青少年を早期に発見し、その場で適切な注意や助言等を与え、健全な青少年となるよう正しい方向に導くことを目的とする。また、補導を契機に面接相談に導いたり、青少年に有害な環境を監視することも目的とする。

(補導員)

健全育成に関わる関係機関及び団体等から推薦され、教育長が委嘱する。 33人 任期2年(令和5年4月1日~令和7年3月31日) ※令和6年度に補導体制の見直しを実施した(補導員人数60人→33人)。

(活動内容)

(1) 定例補導 ・月に15回実施、巡視時間、回数は下記のとおり (ただし、月により変動する場合あり)

午前10:00~12:00(長期休暇)午後 2:00~ 4:00(月 2 回) 午後 4:00~ 6:00(月 8 回) 午後 7:00~ 9:00(月 5 回)

- (2) 特別補導 ・祭り特別補導 (へそ祭り、山車まつり等の開催に合わせて近隣町 村青少年育成推進員と合同実施)
 - ・列車内特別補導(前橋市青少年補導員と合同実施)

(補導方法)

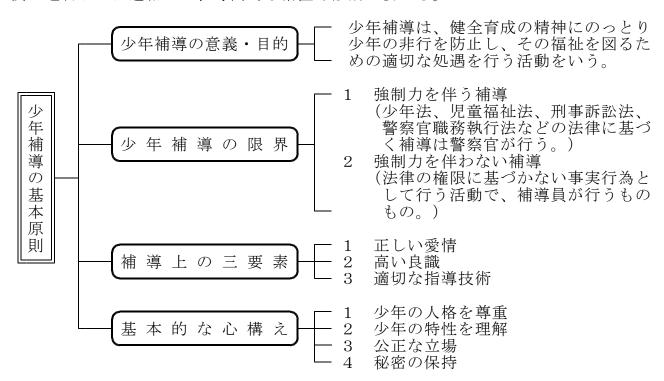
市役所、行政センター等に集合し、青少年センター車両に乗り合わせて巡視する。 補導員は腕章、青少年センタージャンパー、ベストなどを身に付け、身分証明書を携 行し、青少年の非行や問題行動を起こしやすい公園・大型店・駅を中心に巡視する。

(補導対象)

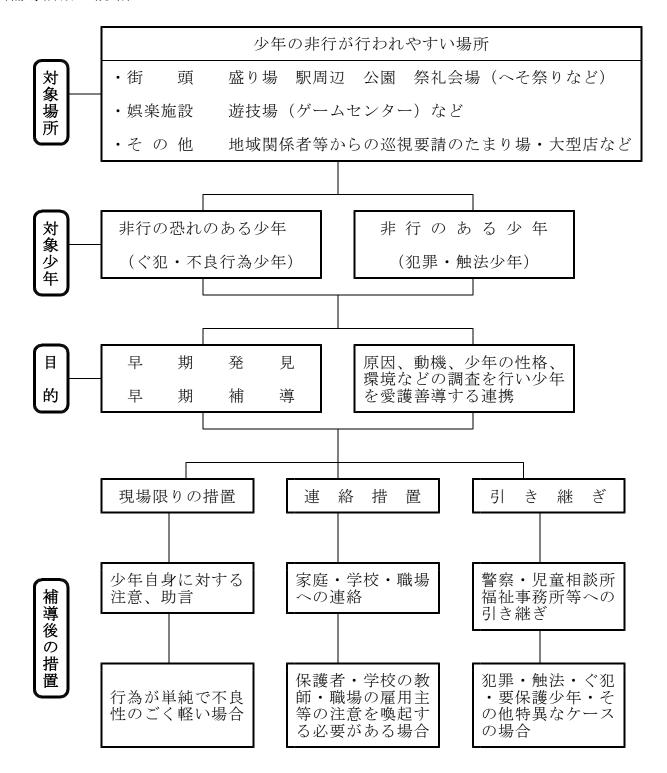
飲酒、喫煙など法令によって禁止されている行為、いじめや乱暴するなど他人に迷惑となる行為、ぐ犯から犯罪や触法行為にまで進展する恐れのある青少年。

(関係機関との連携)

触法行為・犯罪行為をしている非行青少年の場合や保護を要する青少年を発見した場合は、内容によって保護者・学校・福祉事務所・児童相談所・警察署等各種関係機関に通告または連絡して、専門的な措置や診断に委ねる。



(補導活動の概略)



3 相談活動の概要

(目的)

青少年やその保護者の持つ悩みを、電話・面接・電子メール・LINE相談によって解決の方向を見出すとともに、青少年の健全育成を図りながら非行などを未然に防止することを目的とする。

(相談対象者及び内容)

原則として、市内に在住、在学、在勤する青少年とその保護者を対象とし、青 少年の悩み、非行、怠学など青少年問題全般に対応する。

(実施方法) 電話相談・面接相談・電子メール相談・LINE相談

青少年センター指導員が専用電話、パソコン等により受理返信または面接に応じる

(時間)

- (1) 電話相談 · 面接相談
 - ・受付・対応時間:月曜日から金曜日 午前8時30分~午後4時30分 (祝祭日・年末年始除く)
- (2)電子メール・LINE相談
 - ·受付時間:24時間
 - ・返信時間:月曜日から金曜日 午前8時30分~午後4時30分 (祝祭日・年末年始除く)

(場所) 市役所第二庁舎 青少年センターまたは教育相談室

(日に日に一よ い こ に)

(相談専用電話) 0279-22-4152 (直通)

(相談専用電子メール) youth-s@city.shibukawa.gunma.jp

(相談専用LINE)

[LINE登録用] →

アカウント名:渋川市青少年センター_青少年相談窓口

ID:(変更前)@jfb6000u→(変更後)@074dqwci(R6.11.19~)



(守秘義務及び関係機関との連携)

相談内容及び相談上知り得た事項の秘密は厳守する。ただし、相談内容(緊急 指導援助等が必要と考えられる内容)によって、学校や警察などと連携して対応 する。

- (備考) ・相談専用LINEについては、運営側LINEの都合により、令和 6 年 度 1 1 月に I D を変更した
 - ・渋川市青少年センター青少年相談員を廃止した(令和6年4月1日付)

4 環境浄化活動の概要

(目的)

青少年を取り巻く社会環境は、有害な図書・DVD・ビデオ、インターネット や携帯電話におけるトラブルなど、ますます悪化する傾向にある。また、青少年 のたまり場となりやすいゲームセンターや大型店舗、駅などの地域環境が、青少 年に悪影響を与える要因になりかねない。さらに、児童生徒を狙った不審者の出 没などの騒ぎもあり、地域環境は年々憂慮される事態となっていると思われる。

関係機関と連携して環境浄化活動に努め、心身共に健全な青少年を育成することを目的とする。

(活動内容)

- (1) まちなみスッキリ運動
 - ・青少年を取り巻く環境浄化活動の一環として、市内各所の清掃活動や有 害広告物の確認を行う。
- (2) 白ポスト(有害図書回収箱)回収
 - ・青少年には見せたくない「有害図書類等」を回収するための回収箱を設置及び管理する。(渋川駅、八木原駅、敷島駅に各1基設置)
 - ・2か月に1度、回収作業を行い、その結果を集計する。
- (3) 環境調査
 - ・補導活動に併せて、有害図書等の陳列方法を常時監視する。また、有害な地域環境も常時監視する。
 - ・「青少年を取り巻く地域環境調査」(青少推事業)を3年に一度実施し、各地域の現状を把握しながら環境浄化活動に活用する。 (令和5年度実施、前回は令和2年度実施)
- (4) 「こども安全協力の家」推進事業
 - 児童生徒が不審者や痴漢に遭遇するなどして、身の危険を感じた時や、 急病の時などに、保護等をしていただける家である。
 - ・年度末に利用状況の調査を行う。

5 健全育成・啓発活動の概要

(目的)

青少年の居場所づくりと、青少年問題に対する市民意識の高揚とその活動への理解と協力を求めるために、関係機関と連携して実施する。

(活動内容)

- (1) 青少年健全育成キャンペーン
 - ・登校する児童・生徒にリーフレット等を配布しながら声かけを行い、青 少年の健全育成や非行防止を呼びかける。
- (2) 少年土曜教室
 - ・青少年の居場所づくりと地域の人たちとのふれ合いの場として、市内小中学校の児童・生徒を対象とした「レタリング教室」の開催。
- (3) 広報啓発活動
 - ・「三季運動(春・夏・冬の青少年健全育成運動)」において、広報車に よる巡回・ポスター掲示・チラシの配布等の実施。
- (4) その他
 - ・「少年の主張 渋川市大会」の開催。

Ⅱ 令和5年度の活動

1 概況

(1)補導活動

全体の声かけは1,604人で、前年度と比べると276人の増加となりました。新型コロナウィルス感染症が5類に移行した5月以降も、猛暑の影響で外出を控える児童生徒が多く声かけは減少傾向にあったが、夏の猛暑が落ち着いた10月以降は暖冬だった冬期にかけて公園での声かけが急増しました。特に小学生への公園での声かけと高校生への駅での声かけの増加が顕著でした。声かけの内容は、「気をつけて帰って」「遅くならないようにね」などほとんどが注意や励ましてした。

また、自転車のヘルメット着用が4月以降努力義務化されたことから、停車中の高校生の自転車通学者にヘルメット着用を勧める声かけをすることもありました。ゲームセンターは、中高生の利用も多くなってきているが、ゲームに夢中になっていて声かけを遠慮することが多い。冬場以降は小学生や幼児を連れた親子連れの利用者も多くなってきています。

なお、補導は下校中に2人乗りをしていた中学生への注意した1件のみでした。

(2) 相談活動

①面接相談

面接相談件数は令和4年度と同じく0件でした。

②電話相談

電話相談件数は8件で、6件の減少となりました。そのうちの5件は繰り返し電話をくれる保護者からで、実質の相談者は4名でした。相談内容は、不登校、ひきこもり、子どもの進路や学校生活に関するものでした。

③メール相談

メール相談件数は3件、2名であり、子どもの不登校や学校生活について保護者からの悩み相談でした。

④ LINE相談

LINE相談は30件で、前年度に比べると17件の増加でした。そのうちの22件は1名の女子生徒からで、不登校に悩む友達への対応や自身のストレスについての相談でした。他に、2名の生徒自身からの相談があり、学校生活に関する悩みと自分の性格を変えたいというものでした。

メール相談からLINE相談に移行した保護者からは、学校側の対応についての相談でした。保護者から学校側への不満を訴えたもので、学校教育課や当該学校と連絡を取り合いながら対応しました。

(3)環境浄化活動

- ①まちなみスッキリ運動(通学路における清掃や有害広告物の確認)の実施
- ②白ポスト(有害図書回収箱)の回収・集計(偶数月年6回)
- ③「こども安全協力の家」の推進

(4)健全育成·啓発活動

- ①青少年健全育成キャンペーンの実施
- ②少年土曜教室(レタリング教室)の開催
- ③三季運動(春・夏・冬の青少年健全育成運動)の実施
- ④「少年の主張 渋川市大会」の開催

2 街頭補導実施状況

令和5年4月1日~令和6年3月31日

補導巡視回数 - 従事者数

	X KTDX				
^ * = F =	定例補導	特別補導	総計	延従事者数	備考
令和5年度	171	3	174	694	特別補導(へそ祭り、山車まつり、列車内)

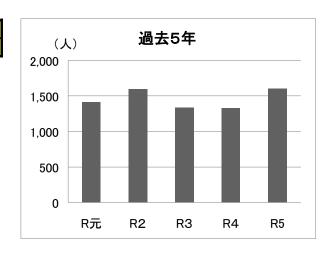
(1)声かけ

(学職別)											(人)
	小鸟		中等	学生	高核	を生	有無	少年	その)他	△卦
令和5年度	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	百亩
	286	177	272	87	510	208	50	8	6	0	1,604

(過去5年)(人)年度R元R2R3R4R5声かけ人数1,4121,5911,3321,3281,604

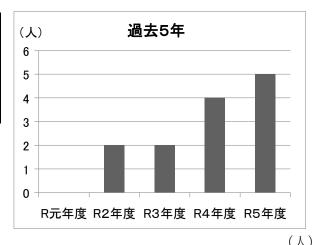
※声かけ状況

令和5年度は、コロナウイルス感染症が5類に変更となったことを受け、補導体制を従来の4人体制に戻して実施した。夏は記録的な猛暑のため外出を控える児童生徒が多かったが、秋以降は、声かけが増加し、近年では最多の声かけとなった。



(2)補導

<u>①過去5年</u>					(人)
補導	計	小学	中学	高校	他
R元年度	0	0	0	0	0
R2年度	2	0	0	2	0
R3年度	2	0	0	2	0
R4年度	4	0	0	4	0
R5年度	5	0	5	0	0



②令和5年度-学職月別

	<u>. 75 494 </u>	, 1 \1.1											
補導	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小中生	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5
高校生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有無職他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5

×補導

中学生の下校中の自転車二人乗りを見かけて、現場で注意した事案が1件あった。該当中学校の補導員が青パトに乗っていたこともあり、子どもも素直に注意を聞いてくれた。

3月は、卒業式を終えた中学3年生の喫煙があった。2日連続で見かけ注意したが、二日目は注意してもたばこを吸うのを止めなかったので、駅前交番に立ち寄り巡回をお願いした。

3 電話(面接)・メール・LINE相談件数及び相談内容

令和5年4月1日~令和6年3月31日

(1)電話(面接)・メール・LINE相談別件数

	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	相談 人数	前年度 合計
1	面接相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	電話相談	1	1	0	2	0	0	3	0	0	1	0	0	8	3	14
3	メール相談	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	3	2	0
4	LINE相談	2	11	8	3	1	1	3	0	0	1	0	0	30	6	13
	月別合計	3	12	8	5	1	1	8	0	0	2	1	0	41	11	27

(2)相談内容別件数

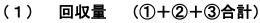
	\ - /14		. ,, ,		<i>></i> ^																									
	月		4.	月	5.	月	6,	月	7,	月	8,	月	9)	月	10	月	11	月	12	月	1,	月	2,	月	3)	Ħ	累	計	合計	前年度
	項	目	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		前年度 合計
1	非	行																									0	0	0	0
2	<u>異性</u>	• 性																									0	0	0	0
3	交	友																					1				1	0	1	0
4	יט (<u> </u>																									0	0	0	1
5		生 活														3											0	3	3	6
6		路		1						1				1		3											0	6	6	
7		登 校								1						2					1						1	3	4	0
8		康																									0	0	0	
9		庭																			1						1	0	1	5
10		労																									0	0	0	0
11	引き	<u>こもり</u>																									0	0	0	
12	人間	関係		2		11		8	1	2		1															1	24	25	
13		_ ,,																									0	0	0	
14		情報																									0	0	0	0
15	その	<u>り 他</u>				1																					0	1	1	6
	合	計	0	3	0	12	0	8	1	4	0	1	0	1	0	8	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	4	37	41	27

4 白ポスト(有害図書類回収箱)回収結果

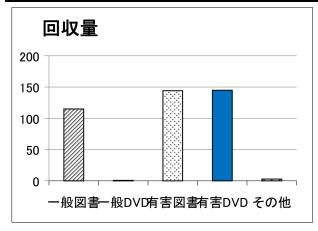
令和6年3月末

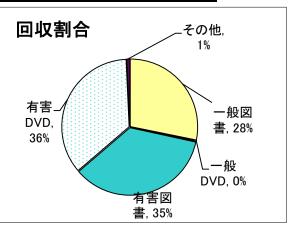
設置場所 ①渋川駅 ②八木原駅 ③敷島駅 ※回収は年6回実施

_=L\



種類	一般図書	一般DVD	有害図書	有害DVD	その他	合計
回収量	115	1	144	145	3	408
前年度	123	0	195	121	13	452





※回収量のうち約70%は有害図書及び有害DVD類

前年度との比較

※全体の回収量は、前年度と比較すると約40%増加した。 特に、有害図書及び有害DVDが約3倍増となった。

(2) 有害図書·DVD等内訳

種類	アダルト系	显土区	占処区	その他	ᄉᆗ
性知	プダルト糸	暴力系	自殺系	ての他	合計
有害図書類	144	0	0	0	144
有害DVD等	136	3	3	3	145
有害計	280	3	3	3	289
前年度	316	0	0	0	316

(3) 月別の推移(有害図書+有害DVD)

回収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	累計
渋川駅	67	12	8	0	0	127	214
八木原駅	0	1	8	3	0	0	12
敷島駅	0	14	12	25	7	5	63



「こども安全協力の家」利用状況 5

	期間		令和	5年4	月~	令和	6年3月	
	協力の家指定総数			,	7 1 3	3戸		
		小	学	•	生			350人
	4U 田 本 W 米	中	学	•	生			3 2 人
	利用者総数	高	校		生			21人
		合			計			403人
		緊	急	避	難			3人
		病			気			1人
		荒	天	避	難			18人
	利 用 内 容	トイ	, r	借	用			280人
		電	話	借	用			4 人
		J 7	ラ	<u> </u>	ト			0人
		そ	T))	他			97人
		合	ı		計	ī		403人
No.	緊 急 避 難(の内容		学校	区		対	応
1	1人が転んでけがを き添って来た。	し、友だちも	分付	中郷	小	傷の)手当をし	した。
2	転んでけがをした。			長尾	小	傷の)手当を1	した。
3	自宅に蜂がいたため	発難してきた -	-0	豊秋	小	保護園で	養者が来る であずか~	るまで保育 った。
	指定	先 等 カ	, è	の	主	な	意 見	

令和5年度

- ・地域の子供たちはしっかりとした挨拶ができ、将来良い大人になれると思

- ・地域のようについる。 ・利用者はいなかったが、これは良いことだと思う。 ・掲示板を置くだけでも犯罪防止につながればと思っている。 ・児童減少、スクールバスの利用、通学路の変更等の理由により、こども安 全協力の家の利用が少ない。

6 青少年センター関係(関係団体主催含む)年間事業報告 [令和5年度]

(ゴシック体:渋川市事業)

		(コンツク体:渋川巾事業)
月日	会場	内 容
R5. 4. 12	市役所第二庁舎	第1回生徒指導連絡会
4. 26	金島ふれあいセンター	青少年センター補導員会総会
4. 26	ぐんま男女共同参画センター	群馬県青少年育成推進会議第1回理事会
5. 18	ぐんま男女共同参画センター	群馬県青少年育成推進会議総会
5. 22	高崎市役所	県青少年補導センター補導員会連絡協議会総会
5. 28	市役所本庁舎	青少年育成推進員連絡協議会総会
6. 8	, p. 9/2 1 2 E	第1回少年育成関係機関連絡会議(書面開催)
6. 18	市役所第二庁舎	青少年センター補導員会第1回理事会
6. 20	市役所第二庁舎	青少年育成推進員連絡協議会第1回役員会
6. 27	市役所第二庁舎	第1回青少年センター運営協議会
7.6	金島ふれあいセンター	第45回少年の主張渋川市大会
	市役所第二庁舎	第1回青少年問題協議会
7. 14		
7. 11	前橋合同庁舎	中部ブロック青少年育成推進研修会実行委員会
7. 12	市役所第二庁舎	第2回生徒指導連絡会
7.4~20	市内中学校・高等学校	青少年健全育成キャンペーン
7. 15 8. 31	市内各所	夏の青少年健全育成運動
7. 23	金島ふれあいセンター	少年土曜教室(レタリング教室)
7. 29	市内五差路付近	へそ祭り特別補導
8. 12	市役所本庁舎	ネットサポーター養成講習会
0.12		
0.00	市内四つ角付近	山車まつり特別補導
8. 23	県庁ビジターセンター	第2回少年育成関係機関連絡会議
8. 24	美喜仁桐生文化会館	群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会第 1 回役員会
8. 20	玉村町文化センター	第45回少年の主張中部地区大会
9. 16	県総合公社ビル	第45回少年の主張群馬県大会
9.7	市役所第二庁舎	青少年センター補導員会第2回理事会
9. 13	市役所第二庁舎	青少年育成推進員連絡協議会第2回役員会
9. 28	JR上越線・吾妻線	列車内特別補導
10. 12	前橋合同庁舎	中部地区家庭教育支援連携会議
10. 14	吉岡町文化センター	全国地域安全運動渋川・北群馬地区大会
10. 17	県生涯学習センター	中部地区地域と学校の連携・協働推進研修会
10.17	金島ふれあいセンター	青少年センター補導員研修会
10. 18	金島ふれあいセンター	再少年センター
11. 15	市役所第二庁舎	青少年育成推進員連絡協議会第3回役員会
11. 11	県生涯学習センター	中部ブロック青少年育成推進研修会
11. 17	美喜仁桐生文化会館	群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会研修会
11.4	市役所第二庁舎	しぶかわ市民まなびの日
11. 25	県公社総合ビル	群馬県青少年育成大会
12. 13	市役所第二庁舎	第3回生徒指導連絡会
12~1月	市内各所	まちなみスッキリ運動
$12.\ 15 \ 1.\ 31$	市内各所	冬の青少年健全育成運動
10.01	 群馬県公社総合ビル	用. 去町牡毛小左扣狄扣 4 聯 B 瓦 校
12. 21		県・市町村青少年相談担当職員研修
R6. 2. 17	金島ふれあいセンター	青少年育成推進員連絡協議会研修会
2. 3	群馬県公社総合ビル	群馬県青少年育成推進員・補導員合同研修会
3. 8	桐生市立青年の家	群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会第 2 回役員会
3. 6	市役所第二庁舎	第4回生徒指導連絡会
3. 6	市役所第二庁舎	青少年育成推進員連絡協議会第4回役員会
3. 12	ぐんま男女共同参画センター	群馬県青少年育成推進会議第1回理事会
3. 14	市役所第二庁舎	青少年センター補導員会第3回理事会
3 4~20		第2回青少年センター運営協議会(書面開催)
$3.15_{\sim 4.30}$	市内各所	春の青少年健全育成運動
~ 4.30	11-1 4 H 1/21	ロマロノールエロかたが

令和6年度の活動 Ш

| **活動方針** 青少年健全育成関係機関及び団体と連携・協力しながら取り組みを行う。

重点施策	活動内容
1 補 導 活 動 の 充 実 ・ 強 化	青少年の非行防止、健全育成を図ることを目的に青少年補導員による補導巡視を実施し、特に青少年のつまづきを早期に発見・防止する。 (1)定例補導計画を着実に実施し、積極的な声かけを実践する。 (季節・場所・時間帯等考慮した補導巡視) (2)特別補導計画により、青少年補導員や警察等の関係者の協力を得て実施する。 (へそ祭り等の行事や、列車内における補導巡視) (3)学校・地域・関係者との連携を密にし、巡回コースの検討や問題点の早期発見・早期指導に努める。 (4)補導員の資質向上を図るため、声かけや指導についての研修会を開催する。
2 相 談 活 動 の 充 実	悩みを持つ青少年や、保護者等の関係者からの相談を随時受けられる体制をつくり、関係機関との連携により適切な解決を図る。 (1)相談活動は関係機関との連携を強化し、情報共有及び具体的方策の情報収集等を行い相談業務の充実を図る。 (2)電子メール・LINE(ライン)相談については、相手の状況を推測し、親切・丁寧な文章を速やかに返信する。また、手段を電話(面接)相談につなげるよう努める。 (3)相談活動の周知・啓発を強化し、安心して利用できる相談所であることをアピールする。(小・中・高等学校及び特別支援学校にチラシ配布、公共施設窓口へチラシ設置、広報及びホームページ、市公式SNSへの掲載) (4)相談員は、研修会に積極的に参加し資質向上に努める。
3 環境浄化活動 の 推 進	有害な図書やDVD(ビデオ)等の氾濫に見られるように、青少年を取り巻く環境は、より一層悪化する傾向にあるため、健全育成関係機関・団体との連携を密にし、環境浄化活動の推進に努める。(1)通学路を中心に清掃、危険箇所の点検、有害広告物の確認を目的とした「まちなみスッキリ運動」を継続する。(有害図書・DVD等を回収し、環境の浄化を図る。(有害図書回収箱(白ポスト)の設置・管理)(3)3年に一度地域環境調査を実施し、関係事業者の状況把握に努めるとともに、環境浄化活動への協力を依頼する。(次回令和8年)(4)関係機関との協力及び広報やホームページ等に掲載して「ことも安全協力の家」の指定戸数増加を図る。また、児童・生徒に対して、協力の家事業を周知するように働きかけ、併せて利用マナーの向上を図る。業を周知するように働きかけ、併せて利用マナーの向上を図る。業を周知するように働きかけ、併せて利用マナーの向上を図る。
4 健全育成・啓発 活 動 の 推 進	7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び「春・夏・冬の青少年を非行から守る運動」並びに、11月の「子ども・若者育成支援強調月間」を中心に関係機関、団体等と提携し、市民一人ひとりの青少年の健全育成に対する意識の高揚を図る。 (1)「青少年健全育成キャンペーン」の実施。登校する児童・生徒に啓発チラシを配布しながら、青少年の健全育成や非行防止を呼びかける。 (2)「少年土曜教室」の実施。青少年の居場所づくりと地域の人たちとのふれ合いの場として、市内小中学校の児童・生徒を対象とした「レタリング教室」の開催。 (3)春・夏・冬の青少年健全育成「三季運動」の実施。市内巡回広報啓発活動や大型店舗前での声かけ運動を実施する。 (4)「少年の主張 渋川市大会」の開催。少年が、日ごろの生活で感じていることや考えていることを発表する機会を与え、社会の一員としての自覚を高める。

2 青少年センター関係(関係団体主催含む)年間事業計画 [令和6年度]

月		事	 業	内	容	
4月	・第1回生徒指導 ・市町村青少年行 ・青少年センター ・群馬県青少年育 ・青少年育成推進	政推進会議 補導員会総会 成推進会第1	(4 / 1 7) 回理事会(4)	1/23) 24)		
5月	・群馬県青少年育 ・群馬県青少年補	成推進会議総 i導センター補	\$会(5/1 4 #導員会連絡#	1) 協議会総会(5/16)
6月	・青少年センター ・青少年育成推進	補導員第1回 員連絡協議会	□理事会(6/ 除第1回役員会	/11) ≿ (6/18)		
7月	・第16日 ・第16日 ・第16日 ・第16日 ・明の ・明の ・明の ・明の ・明の ・明の ・明の ・明の	主張渋川市大学 少年ででは シターででは シャンペーング でででである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	会(7/4) 経行委員会(7 経議会(7/7~7 対室)(7/2 ゲ/15~8/	1 0) 7 / 2 0) 2 0) / 3 1)		青 少 年 の 非 行 被害防止強調月間
8月	・群馬県青少年補 ・第46回少年の ・夏の青少年健全	主張中部地区	【大会(8/3	3)	没員会(8/22)
9月	・青少年育成推進 ・へそ祭り特別補 ・青少年センルまの ・第46回少年の ・列車内特別補導	i導(9/7) ·補導員会第2 ·子ども・若者 ·主張群馬県大	! 回理事会(! : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	9/10) 5ム (9/10	0)	
10月	• 地域安全運動渋	川・北群馬地	也区大会(1()/14)		
1 1 月	・しぶかわ市民ま ・中部ブロック年 ・群馬県青少年補 (11/17) ・群馬県県青少年 ・少年育成関係機 ・青少年育成推進	少年育成推進 導センター補 育成大会(1 関連絡会議	を研修会(1 前導員会連絡 1/30)	協議会研修会		子 ど も ・ 若 者 育成支援強調月間
12月	・まちなみスッキ・第3回生徒指導・中部地区 地域・冬の青少年健全・青少年育成推進	連絡会 と学校の連携 育成運動(1	$2/15\sim1$	1/31)		修(12~1月)
1月	・まちなみスッキ	リ運動				
2月	・第2回青少年セ ・群馬県青少年育 ・こども安全協力	成推進員青少	9年補導センタ	アー補導員合同	司研修会	(2/8)
3月	・青少年では推進・青少年では、一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	補導員会第3 連絡会 の家利用状況 成推進会議第 導センター補	5回理事会 2調査 52回理事会 前導員会連絡	協議会第2回	设員会	

業 栅 ¥ 乜 溪 噐 ≥

呱 渋川市青少年センター補導

₩

国 **公事業** 東大 K 渋川市青少年セン 年度 9 各和

活動方針

青少年に深い愛情を持って接し、適切な指導・助言を与え、社会の一員として自立できるように導くための活動に取り組みます。また、補導員相互の連絡協調と個々の資質向上を図り、補導員としての任務遂行に万全を期すために各種事業を実施する。

 $^{\circ}$

確ず めに会議を開 種活動を計画・実施するた 令和6年4月17日(水) 金島ふれあいセンター 注 議 補導員会活動の各種; (1)総会期日令 場所 く

10

・ 合和 5 年度事業報告・収支決算報・ ・ 令和 6 年度事業計画案・予算案

令和6年度補導体制の見直しについて 令和6年度役員案

理事会 第 1 回 (2)

3 , 年 6 月 1 1 日 「第二庁舎 合和64

市役所第二庁 П

Ш 令和6年9月10日 市役所第二庁舎 令和7年3月中旬 市役所第二庁舎

3

日昨日昨日昨 **新解解解解** П

က

無

٧ ذ 目的と 々の資質向上を 員個 補導

令和6年4月17日 (水) 金島ふれあいセンター 日所容師 催する。 (1)期 場

議会合同研修 磁 内 容 「青色防犯ペトロール実施者講習」 講 師 渋川警察署生活安全課長 様 渋川市青少年センター補導員会・青少年育成推進員連絡1 期 日 令和7年 月 日() 場 所 金島ふれあいセンター (2)

4

「へそ祭り特 ٢ ۲ 特別補導と ند 補導活動 補導員33名が8班編成で行う定例補導 別補導」「列車内特別補導」を実施する。

(1) 定例補導

令和6年5月~令和7年3月 午前10時、午後3時、午後、 それぞれ2時間程度実施 別補導 华 (2)

(干) 田 令和6年9月 へそ祭り特別補 日 令和6年 至

列車内特別補導 $\overline{}$

期 日 令和6年9月27日(金)場 所 上越線・吾妻線(縮小化検討)※前橋市青少年補導員と合同実施

情報の共有 に参加し、

Ŋ

関係団体

5 渋川市青少年育成関係団体との協力事業 青少年健全育成に係る各種事業・研修会等に参 との連携強化を図る。 (1) 第46回少年の主張渋川市大会 期 日 令和6年7月4日(木) 場 所 金島ふれあいセンター

田 (干) 田 ぶかわ市民まなびの日 期 日 令和6年11月2日 (2)

場 所 市民会館 渋川市青少年育成推進員連絡協議会研修会 ※令和6年度より合同開催 (3)

9

群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会関係事業 県内の青少年に関わる情報の共有化を図り、共通する課題について協議する ことを目的として、県補導員会連絡協議会主催会議・研修会へ参加する。 (1) 総会 期 日 令和6年5月16日(木) 場 所 桐生市 美喜仁桐生文化会館

10

回役員 紙 (2)

月22日(木) 鉾の郷円形交流館 令和6年8月 伊勢崎市 翁 日所 五 一 一 小 一 小

(3)

期 日 令和6年11月15日(金) 場 所 伊勢崎市 赤堀芸術文化プラザ 青少年育成推進員・青少年補導センター補導員合同研修会 期 日 令和7年2月 8日(土) 場 所 伊勢崎市 (4)

噩

回の研修を

員を対象に年間2

、全補導

41 回役員 第 2 (2)

予配 田 令和7年3月 伊勢崎市 日所 常 解

414

群馬県関係事業 1)第46回少年の主張中部地区大き 解解

Ш 期 日 令和6年8月 3日(三場 所 前橋市中央公民館 馬県青少年健全育成大会 期 日 令和6年11月30日場 所 群馬県公社総合ビル 馬期場 井

(2)

 $\widehat{\mathbb{H}}$

その他参加事

 ∞

午後7時から

4時、

|地域安全運動渋川・北群馬地区大会 | 日 令和6年10月14日(月) | 所 吉岡文化センター 解解国 \oplus

申 က

 $^{\circ}$

無

₩ 協議 箈 뻿 皿 灃 成推 加 卅 青少3 三十二 兆 Ø

公事業計 渋川市青少推連絡協議 座 # 9 묲

国

焸

役成な ど育し **動方針** 次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員として使命。 割を持って自立できるよう、関係行政機関や団体と連携し、青少年の健全1 運動に取り組むとともに、青少年の人格を尊重し、その権利の保障に留意 がら活動を促進します。

Ø

- **₩**_
- 令和6年度事業計画を議決する 年度事業報告、 **令和**5
- 画の執行 すべき事項、総会で職決された事業計1 行に関する事項について議決する。 ときは、臨時役員会を開催する。 3会に付議する 3会務の執行 でと認めたと 引催し、総 負、その他 会長が必要と ※※※ 会 年1回開催し 役員会 年4回開催し (小) | 中 | 小) | 小) | 小) | 小) | 小) 4るた日事、 関するま (2)

ო

- 青少年の健全育成や非 発チランを配布しながら、
- 員の資質向上を図るために必要な研修を行う リ運動
- 告物の確認 中心に清掃活動や違反広。 箇所の点検を併せて行う。 2 連絡協議会主催事業
 (1) 健全育成キャンペーン
 整下校する児童・生徒に啓発チラシを配っ
 行防止を呼びかける。
 (2) 研修会
 青少年育成推進員の資質向上を図るために
 (3) まちなみスッキリ運動
 環境体化活動の一環として、通学路を中心
 実施するとともに、通学路における危険箇所
 (4) 少年土曜教室(絵皿教室)
 青少年の居場所づくりと地域の人たちとの
 校の児童生徒を対象とした絵皿教室を開催す
 (5) 地域環境調査
 地域の環境状況を把握するため、青少年が
 り場などの調査を実施する。
- 市内小中 ذ رد とのふれあいの場。 催する。
- 店舗やた 隀 青少年が影響を受けやすい各差

夲

4

糠 Jにおいて、 . 中る。 「成活動、 1る。 ・種活動に ・充実され 全を行列 各多 争動 年修り活 健進 **活動** /議会において、環境浄化活動、修 {拡し、青少年健全育成活動の推注 ため、 田谷で、 :との協力事業 諸団体との連携を図る; 力体制を図り、関係諸 **各地区椎進員協議会記** 各地区推進員協議 を積極的に計画実施 **関係団体と** : 育成関係計 : 参加や協力 **・少年育成間** 青少年 おな事業参

躯

Ŋ

閿

非行防止活

ဖ

業へ積極的に参加し、 成活動の活性化を進 群馬県青少年育成推進会議関係行事 群馬県青少年育成推進会議の実施する会議および各事等 群馬県青少年育成推進会議との意思疎通を図り、健全育 るとともに、青少年育成推進員の資質向上を図る。

成関係団体の事業計画 乍 健全計 催事業及び青少年 ₩ ± 4 推連絡協議 青少排 派三市

期日	場所	内
4月24日(水)	金島ふれあいセンター	定期総会
6月18日(火)	市役所第二庁舎	第1回役員会
7月4日(木)	金島ふれあいセンター	少年の主張渋川市大会
7月20日(土)	金島ふれあいセンター	少年土曜教室 (絵皿教室)
7月 上旬~中旬	市内中学校・高等学校	青少年健全育成キャンペーン
9月 3日(水)	市役所第二庁舎	第2回役員会
11月12日(火)	金島ふれあいセンター	第3回役員会
11月 2日(土)	市民会館	しぶかわ市民まなびの日
12月~翌年1月	市内各所	まちなみスッキリ運動
月 日(土)	市役所第二庁舎	青少年センター補導員会合同研修会
3月 上旬~中旬	市役所第二庁舎	第4回役員会

币 成推進会議関係の事業予 丰 卅 Ä 県青/ 删 井 (5)

崩	場所	内容
4月23日(火)	ぐんま男女共同	第1回理事会
5月14日(火)	参画センター 前橋A同庁舎	通常総会
7月12日(金)	前橋合同庁舎	中部ブロック研修会実行委員会
8月3日(土)	前橋市中央公民館	少年の主張中部地区大会
9月21日(土)	群馬県公社総合ビル	少年の主張群馬県大会
11月16日(土)	生涯学習センター	中部地区 地域と学校の連携・協働 推進研修会
11月 9日(土)	生涯学習センター	中部ブロック研修会
11月30日(土)	群馬県生涯学習センター	群馬県青少年育成大会
12月7日(土)	群馬県公社総合ビル	地域と学校の連携・推進フォーラム
令和7年 2月8日(土)	未定	青少年育成推進員・補導員合同研修会
3月 下旬	群馬県庁	第2回理事会
7月15日~8月31日	群馬県内	夏の青少年健全育成運動
12月15日~1月31日	群馬県内	冬の青少年健全育成運動
3月15日~4月30日	群馬県内	春の青少年健全育成運動

菜 資

(1)渋川市青少年センター運営協議会委員

No. 氏名 所属・役職 No. 1 梶原 真吾 渋川警察署生活安全課 課長 1 2 諏訪 淳一 渋川工業高等学校 校長 2 4 青木 二保 橋小学校 校長 5 杉木 雅宏 渋川市青少年育成推進員連絡協議会会長 5 6 森田 益男 渋川北群馬保護区保護司会会長 6 7 平井 康広 渋川市民生委員児童委員協議会 会計 7 8 富澤 飯里 渋川市民生委員児童委員協議会会計 8		都九	今井	小櫺	本公	佐藤	攤攤	鈴木	横手
氏名 所属・役職 梶原 真吾 渋川警察署生活安全課 課長 諏訪 淳一 渋川工業高等学校 校長 骨井< 敏弘 古巻中学校 校長 青木 三保 橘小学校 校長 杉木 雅宏 渋川市青少年育成推進員連絡協議会 会長 森田 益男 渋川市市中学校PTA連絡協議会 理事 電澤 竣川市八中学校PTA連絡協議会 理事 富澤 竣山 渋川市民生委員児童委員協議会 会計	No.	-	2						
氏名 所属・役職 梶原 真吾 渋川警察署生活安全課 課長 諏訪 淳一 渋川工業高等学校 校長 青木 二保 橋小学校 校長 杉木 雅宏 渋川市青少年育成推進員連絡協議会 森田 益男 渋川市・学校 PTA連絡協議会 事共 渋川市民生委員児童委員協議会 計量 富澤 敏弘 渋川市民生委員児童委員協議会 会長									
	所属・役職								
	氏名								
No. 1 2 2 1 No. 8		梶原	諏訪	伊力	青木	林	株	本	富澤
	No.		2	3	4	5	9	7	8

任期 令和6年6月1日から令和8年5月31日まで

(2)渋川市青少年問題協議会委員

				_
	411	単	渋川市長 髙木 勉	
No.		氏名	所属・役職	
1	船高	惠子	渋川市教育委員会 教育長職務代理者	
2	梶原	真吾	渋川警察署 生活安全課 課長	
3	大量	敏弘	渋川市民生委員児童委員協議会 会計	
4	太 大	雅宏	渋川市青少年育成推進員連絡協議会 会長	
2	清村	千春	渋川市青少年センター補導員会 会長	
9	土海	弘利	渋川市小中学校PTA連絡協議会 理事	
7	十春	真二	渋川市自治会連合会 会計	
8	一川省	步力江	渋川市女性団体連絡協議会 副会長	
6	水沢	淖	渋川市スポーツ協会 会長	
10	保討	智也	一般社団法人渋川青年会議所 人材育成委員長	
11	藤井	竹惠子	渋川市ボランティア連絡協議会 会長	
12	佐伯	由佳	榛名女子学園 園長	
13	信澤	泰徳	渋川市小学校長会 代表 (渋川西小学校 校長)	
14	髙橋	充	渋川市中学校長会 代表(渋川中学校 校長)	

渋川地区県立学校長会(渋川工業高等学校 校長) 一 型 15 諏訪

任期 令和6年6月1日から令和8年5月31日まで

(3) 渋川市青少年補導員

役職

推薦団体

青少年センター 青少年センター

빠 聉

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

青少年センター

Г	!			25 m		Ĺ				
	No.		氏名	推薦団体	役職	No.		氏名		推薦
	1	都丸	和良	渋川北群馬保護区保護司会	副会長(班長)	31	狩野	雅弘	青少年センタ	-4/:
	2	今井	を多子	渋川北群馬地区更生保護女性会	監事(班長)	32	飯塚	信夫	青少年センタ	174-
	3	小雪	維子	渋川北群馬地区更生保護女性会	会計・庶務	33	33 後藤	—7£	青少年センタ	178-
	4	松本	光男	職場警察連絡協議会		任期		令和5年4月1	9 1 П В	日から令和
	2	佐藤	苯	職場警察連絡協議会	理 事 (班長)					
	9	齋藤	京子	民生委員児童委員協議会						
	7	鈴木	キム	民生委員児童委員協議会		3	三张((4) 渋川市青少年育成推進員	F育 成推	進員
	8	横手	一行	民生委員児童委員協議会			ア	青少年育成推進員連絡	丸推進員	連絡
ĭ	6	志村	由美子	民生委員児童委員協議会			8	役 職		田
	10	岡本	直子	民生委員児童委員協議会			ΛH	会 長	杉木 雅	雅宏
	11		多恵子	民生委員児童委員協議会			皿	副会長	田部井	千圭瓜
	12	楡原	美奈子	民生委員児童委員協議会			1ºIII	副会長	清水 純	純之助
	13	阿久澤	睾 美和	民生委員児童委員協議会	理 事(班長)		===	量 記	中野 英	英治
	14	木暮	浩美	民生委員児童委員協議会			===	量 記	齋藤 祐	4—
	15	闔口	京子	民生委員児童委員協議会	会計・庶務(班長)		#U	垂 垂	都九 俊	俊行
	16	都丸	俊行	青少年育成推進員連絡協議会			猫	 重	大塚 隆	極平
	17	松木	雅宏	青少年育成推進員連絡協議会	理 事(班長)		Ħ)	垂 垂	轟木 信	信也
	18	中野	英治	青少年育成推進員連絡協議会			Ħ/I	垂 垂	石田 洋-	1
	19	清水	純之助	青少年育成推進員連絡協議会	理 事 (班長)					
	20	20 大塚	極本	青少年育成推進員連絡協議会						
	21	齋藤	44一	青少年育成推進員連絡協議会						
	22	轟木	信也	青少年育成推進員連絡協議会	理 事(班長)					
	23	田部井	‡ 千圭広	青少年育成推進員連絡協議会	副会長					
	24	24 石田	一世	青少年育成推進員連絡協議会						
	25	清村	千春	青少年センター	会 長					
	26	26 鈴木	弘枝	青少年センター						
	27	萩原	幸男	青少年センター	副会長(班長)					
	28	加藤	修	青少年センター						
	29	29 石田	一 掛	青少年センター						
	30	₩ ∃	直樹	青少年センター						

工猛小 狀三光 伊香保

子持 光勪

超区

名

役員名簿

青少年育成推進員連絡協議会

三米

赤城 古巻 金馬

千圭広

渋川市青少年育成推進員 地区別名簿

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

任期

北 地 区 推徭地区	Z	洪	居 新補	- N - 円 - H	巻 地 区 名	No A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	海 阿 排 推 被	赤城	塔 推推
1 石上 隆詳 大	五 石上 隆詳 大	大福		新井 貴力	有	荻野 仁	上白井上組	小林 哲詩	津久田第一
東町 2 鈴木 武	鈴木 武	南町		加納		石坂	上白井上組	茂.	津久田第二
子 新町 3 福島 利草 長塚町 下ン町 1 無井 1 上 5 mm	福島 利草 井 新	を移りて		3 剱持 美律子 清本 結 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		3 飯塚 喜美雄 4 小淵 拓帯	上日井中組	3 市田 美知博 / 松縣 一到	律久田第三 神7 田第四
5 伊藤 一郎	を	二八二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二		数 野 野		1	子権	田田	年八日 70 日 數島
6 後藤 憲夫	後藤 憲夫	裏宿		光田			子麓	金子	南雲第一
7 篠原 玄洋 上9	篠原 玄洋 上9	上海		高橋		阿部	上中郷	狩野	南雲第二
8 品田 早人	品田 早人 藤、	藤ノ木		淺井 里		光光	上中郷	望月	南雲第三
町 9 田中 雄	世日!	別日 目		海老原		- ■ 	一一	9 須田 賢治	みやま
10 福原 太陽	福原 太陽	熊野町		10 小膏 鸝	半田北部		1 元		棚下
11 岸 一引	岸 一弘 新井 松土	行幸田第- 行寺田第-	1 1	出	‡	11 石岡 和久19 北南 一引	一十十 華 市	11 町田 始 12 大声 保み	持柏木 海口木
12 利井 好入	## #X ####	7. 井田形	1 1	Ŧ	보	子 子 子	英	十 子 子 子 子	(本日 十二十 十二十
	戸	(万辛田界- 行幸田第-	1 1	No. 只 名 1 大塚 露出	1 推通地区 万段	13 664 66天 14 島田 浩極	 	15 附	北上野路保沢
15 青木 友和	青木 友和	 	1			紹言	河原	松村	現立。
16 杉木 雅宏	杉木 雅宏	石原西		清水			北牧西	田部井	淹沢
17 反町	反町 英孝	石原西		後藤	850	17 星野 樹男	北牧西	17 都丸 雅宏	上三原田
18 外九 康成	外丸 康成	石原西				高津	北牧東		三原田
明保野 19 斉藤 芳雄 中村	斉藤 芳雄	中村		6 金井 一洋	コスモス	19 渡辺 義和	北牧東	19 津久井 宏人	樟
浩行	南雲 浩行	中村		끰		20 中野 邦男	鯉沢	20 星野 厚志	宮田
21 佐藤 一憲 石原田中	佐藤 一憲	石原田中		8 大河原 明	水沢	21 二/宮 功堂	鯉沢	21 狩野 健一	洪
						飯塚 一	吹屋	22 原 栄樹	三原田団地
金馬地口	金馬地口			十	却	23 千明 長主	吹屋		
F 名	氏 名	推進地区	1×1	.12		高栁	吹屋原	北橋	料区
邦夫	邦夫	金井本町			小野子東	37	吹屋原	:12	推進地区
中野	中野 英治	金井本町		篠原	小野子東	亀井	白井	1 高橋 秀和	八崎第一
卸	宮崎 節	金井南牧		3 阿部 俊江		27 加藤 和正	白井		八崎第二
	眞下 陽子	金井南牧		津留﨑				3 塩谷 聡	八崎第三
野村 美穂	野村 美穂	川島		髙僑				4 梅澤 厚志	分郷八崎
6 横手 勝史 祖母島	横手 勝史	祖母島		小野					上小室
延秀	横手 延秀	上村		中澤					下小室
繁治	平形 繁治	りんごの	mil	8 齋藤 祐一	村上西			7 齋藤 克博	下南室
9 佐藤 澄雄 19 んごの里	佐藤 澄雄	りんごの国	ш11					8 町田 智希	上南室
								茶田	上絡田
									超田
									下箱田
									真壁上
								石田	真壁東
								林力	真壁美保
								15 澤田 德彦	真壁下
									1144

赤城山

15 澤田 德彦 16 森田 次一

条例等 2

一条例 (1) 渋川市青少年センタ

平成18年2月20日 条例第109号

「青少年セン 1 Ξ K 本市に渋川市青少年セン ため、 10 X(設置 第1条 ター」

事務/ という。 育委員会」 数 1 Ξ 1条 青少年の健全育成及び非行防止を ター」という。)を設置する。 青少年センターは、渋川市教育委員会 (事業) \mathcal{O}

局内に置

 \mathcal{O}

無

め必要な事 健全育成及び非行防止のた るもののほか、青少年 青少年センターは、次の事業を行う 青少年補導 青少年相談 前2号に掲げるもののほか、青少年 $\begin{pmatrix} 1 \\ 3 \\ 3 \end{pmatrix}$

無

教育委員会が管理す (管理) (寄理) j3条 青少年センターは、_ま \Im

紙

箫

「運営協議 (以下 運営協議会 K 渋川市青少年セン 第4条 自少中とファーは、数目安良エが自母りの (職員) (運営協議会) 第5条 青少年センターに所長その他必要な職員を置く。 第5条 青少年センターの円滑な運営を図るため、渋川市青少年も会」という。)を置く。 2 運営協議会委員(以下「委員」という。)は、数育委員会が任3 委員の定数は、10人以内とする。 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 5 委員が欠けた場合、新たに任命又は委嘱された委員の任期は、前4 補導員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 4 補導員の定数は、60人以内とする。 3 補導員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 5 補導員が欠けた場合、新たに委嘱された補導員の任期は、前任(指導員) 第7条 青少年センターの事業を推進するため、教育長が任命する 1 指導員の依期は、1年とし、再任を妨げない。 3 指導員の依期は、1年とし、再任を妨げない。 4 相導員の任期は、1年とし、再任を妨げない。 5 指導員の依別は、2人以内とする。 8 指導員の依別は、1年とし、再任を妨げない。 6 指導員のを移は、2人以内とする。 8 指導員のを開は、1年とし、再任を妨げない。 6 指導員のを開は、1年とし、再任を妨げない。 7 指導員のを開は、1年とし、再任を妨げない。 8 指導員のを開は、1年とし、再任を妨げない。 8 指導員のを開は、1年とし、再任を妨げない。 9 指導員のを開は、1年とし、再任を妨げない。 9 指導員のを開は、1年とし、再任を妨げない。 9 指導員のを開は、1年とし、再任を妨げない。 9 指導員のを開は、1年とし、再任を妨げない。 1 指導員が欠けた場合、新たに任命された指導員の任期は、前任

教育委員会が任命

前任者の残任期間とする v.。 された委員の任期は、

01 to 4 to

「補導 (以下 一に渋川市青少年補導 箫

10 to 4) 前任者の残任期間 21 82 410

を置 教育長が任命する指導員

かか 前任者の残任期間 策27円4

育委員会規則で定め : この条例の施行に関し必要な事項は、 附 則

無

, v

6条第4項の規定にかかわらず平成19年 無 員の任期は、 $^{\circ}$

条第3項の規定にかかわらず平成18年 7 猺 の任期は、 \mathfrak{S}

100 年4月1日から施行す

一条例施行規則 K 渋川市青少年セン $\stackrel{\frown}{0}$

平成18年2月20日 教育委員会規則第32号

ىك 「条例」 1 $\vec{\sim}$ この規則は、渋川市青少年センター条例(平成18年渋川市条例第109号。)第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとす。 第1条 ジ。

(所管事務)

その目的達成のため次の事務 せ という。) 第2条 渋川市青少年センター (以下「青少年センター」というをつかさどる。 (1) 青少年健全育成事業の推進に関すること。 (2) 青少年関係機関及び団体等の連絡調整に関すること。 (3) 青少年非行の早期発見と補導に関すること。 (4) 青少年問題の相談に関すること。 (5) 青少年問題に関する調査研究に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事項 $\mathcal{C}_{\mathcal{I}}$

 $\begin{pmatrix} 1\\ 2\\ 3\\ 6\\ 6\end{pmatrix}$

(職員)

所属職員を指揮監督 その所管する事務を掌理 上司の命を受け、 3 一の所長は、 青少年センタ 巛 第3

分担事務に従事す 上司の命を受け、

 $^{\circ}$

10 又は委嘱す ک 次に掲げる者のうちから任命 第4条

10

又は委嘱す

ک

長各1人を置く。

3 その職務を代理す 第25円

策 2

箫

(1) (2) (3) (4) (4) (5) (1) (1)

10

*1*С ターの事業に従事す ろによる。 5) その他適当と認める者(指導員)(指導員の服務等については、別に定めるとこれ) ∞ 第 2

(その他)

教育長が別に定める の規則の施行に関し必要な事項は、 9条 箫

IJ

 \Im

 \Im

平成18年2月20日から施行す

の規則は、

勤務要綱 3) 渋川市青少年センタ

(目的)

及び職 指導員 1条 この要綱は、別に定める者を除き渋川市青少年センターの補導員、相談員以下「補導員等」という。)の勤務に関し、必要な事項を定めることを目的とす(勤務心得) 2条 補導員等は、青少年の特性を理解し、深い愛情をもって青少年に接するとを尊重し、その将来を考慮して秘密を保持しなければならない。 第1条 (以下

基本的人 **₩** Δ 深い愛情をもって青少年に接するとなければならない。 が、発動で 番を28

苅 を携行の上、 1号) (様式第 同行して行い、身分証明書 \rightarrow して警察官 原則と 街頭補導は、 (街頭 53条 (

 \gtrsim の際受傷その他の事故及び災害の発生防止

をいう

とか 9 3 を行 鮰 は描

及びその

はく 補導若し 適切な相談

街頭補導力 した場合は

(様式第 簿 相談受理

せ #1 \rightarrow :が判明した。 ものとする。 とら こ行 NO 461

に記載し 2号) (様式第

扣 て所長に報 に記載 [

を決定するものとする。 しておかなければならない。

施行す、 13 th Ш 0 2(双) 三點 $^{\circ}$ # = ∞ 平成1 の要綱は、

 \vdash 町 1年4 $^{\circ}$ 出

三 分規 標 锤 4) 渋川市青少年セン

(瀬町)

則」という。) の規定に基づき 関し必要な事項を定めるものとす 「 会 に 関 会会則(以下 という。 一編灣一 、渋川市青少年センター 一補導員会の会費(以下 第1条 この規則は、 渋川市青少年センター

動がやむを得ず中止)に返還することが。 という。 次に掲げる補導員会の活員(以下「補導員」という (会費の返還) 第2条 会則第6条第2項の規定に基づく会費は、 減少した場合には会費の一部を渋川市青少年補導 る。

- 街頭補導活動 渋川市青少年センター補導員会研修会 群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会研修会 の返還額は、理事会の議決を経て会長が定める。 曹

3 ものと 3 贓 でに返 #6 Ш 3 1 町 \Im 活動年度の 2 4 N 1項の規定 前条第 は方法) : 会費は、 (返還) 第3条

三 丞

3 から施行す Ш \Im 町 6 争 $\mathcal{C}_{\mathcal{I}}$ 令和 則は、 · 期日) の規則 (施行期) 1 この表

三 你你 補導員 K 渋川市青少年セン 2)

事務所を渋川 乙巻 という。 邻 「補導員 (以下 宣汾 一補導 ンダ 渋川市青少年セ -内に置く。 长一 第1条 本会は、 市青少年センター

3 て組織す 5 ぞも $\overline{}$ という。 「補導」 (以下 渋川市青少年補導 員会は、 補導 朱 2 箫 研修並び 五の連絡協調と 員相 補導 :期すため、 - る。 としての任務遂行の万全を 成に資することを目的とす |導員会は、補導員 、青少年の健全育 補導〕 × 3条暦 策親

4条

無

- (2) (3) (2) (2) (2)

以

て所

3

- 第4条 補導員会に、次の役員を置く。
 (1) 会 長 1名
 (2) 副 会 長 3名
 (3) 会計・庶務 2名
 (4) 監 事 若干名
 (5) 理 事 若干名
 (5) 理 華 左径 を依在し会務を総括する。
 3 副会長は、補導員会を代表し会務を総括する。
 5 監事は、会計を監査する。
 6 理事は、補導員会の運営にあたる。
 7 1項の5号を除く役員は、理事会において選出し、総会で承認する。
 8 理事は、各街頭補導班を代表する各1名をもってあてる。
 9 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 9 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 10 役員に欠員が生じた場合は、補外役員の任期は前任者の残任期間とす
- 3 fo نک

5

- とができ IJ 集する、 条総理会 第254
- れを決す 33 。 まご招負 する。 :は議手 の会議は、総会及び理事会とし会長がこれを招集する。 回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは随時 長が必要と認めたとき開催し、理事会は会務を審議す 者の過半数の賛同により議決され、可否同数のときは記

3

3 てる #8 to Y 21 うだ を目もま その他の収入を 3翌年3月31日 客所金、 1日から 補助金、看 每年4月 補導員会の経費は、 員会の会計年度は、 嫐 条 蕪 第 2

7

よる。 事会の議決を経て会長が定 決に、埋 の会則の改正は、総会の議決 施するために必要な規則は、 会実 員を 補導の会則が 条こ 第 2

3

附 即 の会則は、

IJ

から施行す Ш 0 $^{\circ}$ 町 $^{\circ}$ 枡 ∞ 平成

から適 Ш \vdash 4 田田田田年 改改改改与 шшшш)年4月24日 |年4月22日 |年4月 1日 |年4月 1日 |5年4月26日 会則は、

6

用す

Ø, * 題 年間 6)渋川市青少

月20日 108号 \mathbb{H} 箫 $^{\circ}$ <u>[A]</u> 平成18年2 条例

年渋

 $\stackrel{\sim}{\sim}$

青り てに つ定 、 も の規 し条 を第 |果的推進 |第83号| 19、その効号 3和28年法律第 2置する。 を図形設 *1*6 16 整法 調会 絡議ら おける青少年に関する施策の連 |を図るため、地方青少年問題協 |題協議会(以下「協議会」とい 第1条 管内における青少年に関する施の健全な育成を図るため、地方青少年| 川市青少年問題協議会(以下「協議会 (所掌事務) 第2条 協議会は、次の事務をつかさど (1) 青少年の指導、育成、保護及び

[を調査] 事項 要な 芍 #1 \mathcal{C} $\widetilde{\forall}$ の極 総合的施策 10 黑 べる。一般の 無

審鞿

要な 3 #1 に必! がで るため \rightarrow IJ べる 期す 制 16 1 切な実施 民 梔 N 黑 る総合的施策の適 関係行政機 及び管内 to 黑 岷 保護及び矯正に 8 1 C 議会は、前項に規定する事項に関し、 織) 係行政機関相互の連絡調整を図 及、 こと。 青少年の指導、育 (2) 情(2) 磁 $^{\circ}$

10 で組織す 第2334

せ ~ × × 鮰 を順 |会長1人 |市長が参

3

命ず

Ħ

کہ

の残任期間 任者 湟 の任期は、 \square)。秦 ない。れたれ 40 再任を妨り 属又は任命さ 策2

4) 欠けた N ¥ - 2°. ず長 を代理、び副会・ 務及 職長 は、その事、スは会事、、又は会事 第23 8

策 2

10 を整理

Ž とる ハヤ く命 置任 をは 員又 委 専門編し、 要があるときは、うちから市長が委 対の 、着 引査させるため、 【及び学識経験者 第 27

3

#1

r

において処理 学習課 員会事務局 教育委員 協議会の庶務は、

8条 版 (委任) ∞

箫

長が定 41 な事項は 幽 芍 について ₩ もののほか、協議 この条例に定める - 木別に定 附 則 この条例は、平成18 所 則 6

日から施行す 0 \mathcal{O} Щ $^{\circ}$ # ∞

町 平成 この条例は

3 施行 HM5 年4 9 $^{\circ}$

图 哑 鮰 設 成推進 計

\$ J ₩_{_} ろ目 ため市の 行ジ (以下「推進員 3 す員 を推進-、成推進] 旨 。卅 いう。青少 から ¬₩ 対が、 4 (三) 新 上対策 動の推済 防運 び非行いたのがに **i 青 少 年 i** (置) :育成及び非 3力並びに市 び健るく設全協。 少対を音を言う 及年 第1 年施策(

第2

B 种 600 #6 挻 * 褫 0 おおむな 346 歳 0 7 \rightarrow

こう

 \Im 無

p Δ 6 **₩** $\sqrt{2}$ を行 活と係を動し、場合に関 るこ関心 げるし関 掲す関る

10

犚 小職: び社 及 rΩ Ð 陷 ° KO さなる るに 力す、問題 確年 に少 関青 り要綱で「青少年」と 内容) 離員は、次の各号に指 等少年の実態を把握す 等少年の育成補導に関 主民の青少年に対する 主民の青少年に対する 主と。 「こと。 等少年の余暇利用及ひ 等少年の条暇利用及ひ 等少年の条暇利用及ひ 高 (1) (2) (4) (5) (5) (6)

力

2020IIII10 K め行 姿を Eの組織化に多 引し援助指導を 少年(ご羅) 青施 登助及び末組織情 とび諸行事の実施 1努めること。 7青少年対策にま

IJ 3 を促進 重 の活 \$ 2 協力体制化を図 における

自が 名以 の推 4) L i 🗀 کہ だ /(ボルに、かな) (カラ) (カット) (カット) (カット) と。(委嘱) 第4 推進員は、青少年の健全育成に熟意を有する者で、原則として行政区ごとに 治会長が推薦したものについて市長が委嘱する。ただし、地域の実情により 行症 困難な場合、隣接する複数の行政区から1名以上の推薦とするこ とができる。 2 推進員の年齢は、委嘱する年の3月31日現在の年齢が18歳以上とする。7 を委嘱することはできない。 3 推進員の任期は、3年とする。 (活動方法) 第5 推進員の活動は、次の各号により行うものとする。 (活動方法) 第5 推進員は、関係行政機関及び団体と連絡協調して、その活動を行うもの (2) 推進員は、関係行政機関及び団体と連絡協調して、その活動を行うもの (3) 推進員は、再少年の非行を発見したときは、その都度善導に努め、又は 連絡しその機能に協力するものとする。 (4) 推進員は、活動を行うとき、青少年の人格を尊重しその権利の保障に留 ばならない。 (5) 推進員は、活動を行うとき、青少年の人格を尊重しその権利の保障に留 ばならない。 (6) 推進員は、活動として第4の1項に定める選出された自治会長と協力し うちのとする。 (7) 推進員は、活動を行うとき、青少年育成に係る審議会等との関係) (6) 推進員は、活動を行うとき、青少年育成に係る審議会等との関係) 第6 推進員は、原則として第4の1項に定める選出された自治会長と協力し うものとする。 (6) 推進員は、原則として第4の1項に定める選出された自治会長と協力し うちのとする。 (6) 推進員は、活動を行うとき、青少年育成に係る審議会等との関係) 第7 推進員は、青少年問題協議会や市の青少年育成に係る審議会等の審議等に 前7 推進員は、青少年問題協議会や市の青少年育成に係る審議会等の審議等に 市の青少年施策に協力するとともに、地域活動及び団体活動を通して市民運 重

署少 る築 事事 と各 63 も及

関に けれ 又は関係

幯 圀 ij

岷

41

B

೭

62

Ð

Ħ

#1

10

p

3 設け

すの 定も 策る き進 づ促 基を に動 卡

ると

なれ

委嘱

包

最る

後す

行と

施で

G ##

淄日

要1

 \mathcal{C} ω

こり月

1

浜

4

 \angle

協力

だし、 0年3 たら る。、平成、 日から施行する にかかわらず² 10 125 ○定 22 類 月の 22 厘 # 5 8 第 14 平沃等 # 附要の附要附要附要附要附要所要と開発。網網網網網網網網網網網に開けませまりは関けまけまけまけまけまけまけまけまけまけまけます。 0 と選

施行す 13 th Ш H 4 毌 \Im $^{\circ}$ 平成 6 IJ

3

施行す

Ш

Ħ

4

0年

 2

平成

6

Ŋ

3 施行す 13 CM Ш H 4 争 9 $^{\circ}$ 平成 6

3 施行す 25 CM Ш Н H 4 升 $^{\circ}$ 冷和 6

10 施行す 13 CM Ш \vdash 田 争 \Im 令和 6 IJ

21

連絡協議会規約 8) 渋川市青少年育成推進

組織図

連絡協議会という 渋川市青少年育成推進 会は、 条 本協議((事務局) 条 本協議(

一内に置 14 事務局を渋川市青少年セ 宗は、 $^{\circ}$ 紙

(室

 \mathcal{C} をも という (以下「推進員」 県及び渋川市で委嘱された青少年育成推進 から、30% 3条 本協議 て構成する (組織) \mathfrak{S} 紙

134 という。 [各協議会] (以下 育成推進員協議会 区青少年 渋川市内の各地 無

5

₩)

及び渋川市の青少年対 る連絡調整 員の活動に関す 内の推進 //に渋川市| |的とする。 が開 会と遊客 継り き会は、各協調 に寄与する、 64条 本協議会は、浴 て組織する。 (目的) 第5条 本協議会は、名 第の推進に寄与す (事業) 紙

(4 本来) (4 本 本 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 1) 推進員の活動に関する連絡協議に関すること。 2) 青少年対策推進に関する広報活動に関すること。 3) 家庭の健全化を図るための諸活動に関すること。 4) 青少年の非行防止のための諸活動に関すること。 5) 社会環境の浄化を図るための諸活動に関すること。 6) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業。 (役員) 勝 (1) (2) (4) (6)

(1) (2) (3) (4) (4)

ものとする た者の中から互選する (で 月) 会 本協議会に次の役員を置く。
(1) 会 長 1名
(2) 副会長 2名
(3) 書 記 2名
(4) 理 事 4名
(6) 2 (2) 理会 2名
(6) 2 (2) 理会 2名
(6) 2 (2) 理 4名
(6) 2 (2) 理 4名
(6) 2 (2) 理告は、各協議会から1名を推薦された者の中から互(役員の職務)
(7) 3 書記は、本協議会の事務を担当する。
(7) 理事は、本協議会の運営にあたる。
(8) 4 理事は、本協議会の運営にあたる。
(8) 4 理事は、本協議会の運営にあたる。
(9) 2 補欠役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。2 補欠役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。2 補欠役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。2 編会(1) 事業計画に関すること。
(1) 事業計画に関すること。
(2) 規約の変更及びその他の重要事項に関すること。
(2) 規約の変更及びその他の重要事項に関すること。
(4) も業計画に関すること。
(4) も業計画に関すること。
(4) も業計画に関すること。
(4) も業計画に関すること。
(6) も満別なもの後議会会議は、必要に応じ随時開催する。
(6) もは終めが名的議会会議は、必要に応じ随時開催する。

会務を代行す

、再任を妨げない。 とする。

協議会会議 谷

かか

その議長 会長または各協議会長が招集し、 会議は、の他)

10

となっ

この規約に定めるもののほか、必要

ただし、この規約の施行後最初の役員の任期は 1日までとする。 3 3 3 3 3 施行する 0 年3 月 | 日から打 | 平成2 の規約は、平成18年2月20 0条第1項の規定にかかわらず

な事項は会長が定め

 21λ 10₹8 27λ 1620人 ∞ 6 成推進 成推進 成推進 成推進 成推進 成推進 成推進 成推進 成推進 年育) 年育) 年育) 年育) 青少年育 青少年育 青少年育 旨 青少年育 # 青少 青少 青少 青少 1 丰 41 伊香保地区青少年育成推進員協議会 邻 邻 巛 ⋪ 邻 邻 꽳 꽳 꽳 꽳 瓣 꽳 꽳 協 協 稵 稵 稵 稵 協 镪 青少年育成推進 上地区青少年育成推進 成推進 成推進 浬 浬 浬 成推進 成推 成推) 成推) 年育) 旨 訓 計 丰 育 # # # # # $\stackrel{\checkmark}{\sim}$ $\stackrel{\sim}{\sim}$ $\stackrel{\sim}{\sim}$ $\stackrel{\checkmark}{\sim}$ 1 1 丰 卌 丰 1 甽 丰 ※ 川北地区 \times \times \times $|\times|$ $|\times|$ \times 赤城地[歌|| 期 北橋地 型 型 型 古巻, 子符 小野 重 金 摧 # 訓 松 浬 剰 絡 協 41

顕彰基準 渋川市青少年育成推進員 6

- された。 者のうち、その活動が顕著で所属する部会長から推薦 る委嘱式において、渋川市長の感謝状を授与するとと 推進員として6年以上活動し退任した者のうち、その活動が場た者については、推進員の委嘱替えによる委嘱式において、渋川・部会品(額縁)とあいさつ状を送る。 ・推進員として、6年以上勤続し退任した者のうち、1に該当 ・満勤続し退任した者には、渋川市長のあいさつ状を送付する。
 - 年米 9 ŕ ر ا ا しない者及び推進員 $^{\circ}$

- 注表 群馬県青少年育成推進員の顕彰 (1) 推進員として、10年以上勤務した退任者。 顕彰方法等 群馬県知事に推薦し、県知事の感謝状及びあいさつ状を送付する。 (2) 推進員として、6年以上10年未満勤務した退任者。 顕彰方法等 県青少推会長の感謝状と群馬県知事のあいさつ状を送付する。 (3) 推進員として、6年未満勤務した退任者。 顕彰方法等 群馬県知事のあいさつ状を送付する。

3 渋川市青少年センターの沿革

(旧渋川市)

昭和56. 4. 1 渋川市青少年センター設置

昭和55年11月 5日 青少年問題協議会においてセンター設置を決定

昭和56年 3月 市議会へ設置条例を上程

昭和56年 3月 教育委員会へ同上施行規則を上程

渋川市青少年センター設置条例・施行規則施行

初代所長 都丸孝氏(社会教育課長兼務)着任

- 6. 5 開所式(於市役所大会議室)
 - 渋川市青少年センター運営協議会(以後毎年実施)
- 6.29 渋川市青少年センター補導員会総会(以後毎年実施)
- 12.24 渋川市青少年問題協議会(以後毎年実施)
- 59. 4. 1 渋川市青少年問題協議会設置条例(改正)施行
 - 5.15 電話相談のための専門回線設置 (22-4152)
- 60. 7.26 非行防止特別実践活動パレード
- 61. 4. 1 渋川市青少年センター青少年相談員設置要綱施行
 - 7.26 青少年健全育成パレード(翌年も実施)
- 62. 8. 4 渋川市青少年健全育成会連絡協議会総会(以後7年まで毎年実施)
- 63. 4. 1 電話(面接)相談員設置要綱施行
 - 4.22 電話(面接)相談員総会(以後毎年実施)
 - 7.25 青少年健全育成・非行防止パレード(以後毎年実施)
- 平成 2. 3.15 青少年育成の手引「地域ぐるみの健全育成Q&A」作成
 - 9. 1 「青少年を取り巻く地域環境調査」(以後3年毎に実施)
 - 3. 7.25 「へそ祭」特別補導(以後毎年実施)
 - 12.13 青少年健全育成駅頭等キャンペーン(以後毎年実施)
 - 4. 8.17 「山車まつり」特別補導(以後隔年実施)
 - 5.12.27 「暮れ市」特別補導(以後18年まで毎年実施)
 - 6年度 群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会会長(渋川市当番年度)
 - 7. 6. 1 少年土曜教室事業を青少推連絡協議会に委託(以後19年まで毎年実施)
 - 8.3 白ポスト八木原駅構内に新設(市内設置2基となる)
 - 8. 4.19 渋川市青少年育成補導推進員連絡協議会全体会議(以後16年まで毎年実施)
 - 9. 7.10 第1回「通学防犯協力の家」関係者会議(以後17年まで毎年実施)
 - 13年度 群馬県青少年補導センター連絡協議会会長(渋川市当番年度)
 - 15年度 青少年電子メール相談開始
 - 17. 4.26 渋川市青少年育成推進員連絡協議会総会(以後毎年実施)
 - 17年度 群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会会長(渋川市当番年度)

(新渋川市)

- 18. 2.20 新渋川市誕生(渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橘村)
 - 2.20 新渋川市青少年センター設置
- 18. 7.25 第1回「こども安全協力の家」関係者会議
- 19.11.26 白ポスト敷島駅構内に新設(市内設置3基となる)
- 23. 2. 2 渋川駅設置白ポスト更新
- 24年度 群馬県青少年補導センター連絡協議会会長(渋川市当番年度)
- 28年度 群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会事務局(渋川市当番年度)
- 31. 2. 1 青少年LINE相談開始
- 令和 3. 4. 1 渋川市青少年センター電話(面接)相談員会廃止
- 令和 6. 4. 1 渋川市青少年センター青少年相談員廃止
 - 6年度 群馬県青少年補導センター連絡協議会会長(渋川市当番年度)

話してみませんか!あなたの悩み

渋川市青少年センター青少年相談窓口

①青少年テレホン(面接)相談窓口

ひにひに よいこに

0279 - 22 - 4152

対応時間: 月曜~金曜日8時30分から16時30分

(祝日・年末年始は除く)

②青少年電子メール相談窓口

youth-s@city.shibukawa.gunma.jp



[メール送信用]

青少年LINE相談窓口

アカウント名:渋川市青少年センター_青少年相談窓口

I D: @074dgwci

受付時間: 24時間受付

対応時間:月曜~金曜日8時30分から16時30分

(祝日・年末年始は除く)

[LINE登録用]

表紙

(青少年健全育成キャンペーン)

青少年育成推進員が学校へ訪問し、啓発活動を通じて 生徒に青少年の健全育成と非行防止を呼びかけました

発行 令和6年11月

渋川市青少年センター

(渋川市教育委員会 生涯学習課)

〒377-0007 群馬県渋川市石原6番地1

電 話 0279-22-2500(直通)

FAX 0279-22-2132

Mail seishonen@city.shibukawa.gunma.jp